（別添）

医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱

（専門医認定支援事業部分）

（交付の対象）

３．この補助金は、次の事業を交付の対象とする。

（１）医療施設運営費等補助金（都道府県等）

⑧　専門医認定支援事業

ア．平成２６年６月２０日医政発０６２０第６号厚生労働省医政局長通知

「専門医認定支援事業の実施について」（以下「専門医認定支援事業実施要綱」という。）に基づき、実施する次の事業

（ア）都道府県が行う専門研修プログラムの策定

（イ）厚生労働大臣が適当と認める者が行う専門研修プログラムの策定に対して都道府県が補助する事業

（ウ）都道府県が行う医師不足地域の研修医療機関に対する指導医の派遣等

（エ）厚生労働大臣が適当と認める者が行う医師不足地域の研修医療機関に対する指導医の派遣等に対して都道府県が補助する事業

（オ）都道府県の策定したキャリア支援プログラムに基づき、都道府県が行う研修医療機関に対する指導医の派遣等

（カ）都道府県の策定したキャリア支援プログラムに基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う研修医療機関に対する指導医の派遣等に対して都道府県が補助する事業

（キ）都道府県が行うへき地・離島等における総合診療研修

（ク）厚生労働大臣が適当と認める者が行うへき地・離島等における総合診療研修に対して都道府県が補助する事業

イ．新専門医制度の仕組みに係る地域医療対策協議会事業

「専門医認定支援事業実施要綱」に基づき都道府県が行う新専門医制度の仕組みに係る地域医療対策協議会事業

（３）医療施設運営費等補助金（名宛て）

③　専門医に関する情報データベース作成等事業

「専門医認定支援事業実施要綱」に基づき、一般社団法人日本専門医機構が行う専門医に関する情報データベース作成等事業

（交付額の算定方法）

４．この補助金の交付額は、次の（１）から（４）により算出された額の合計額とする。（ただし、算出された額の合計額が医療施設運営費等補助金の予算額を超える場合には、必要な調整を行うものとする。）

（１）医療施設運営費等補助金（都道府県）

⑧専門医認定支援事業の交付額は、次のアからイにより算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に１，０００円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア 研修医療機関に対する指導医の派遣等

（ア）都道府県が行う事業

* 1. 次の表の第１欄に定める基準額と第２欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
  2. a により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に２分の１を乗じて得た額を交付額とする。

（イ）都道府県が補助する事業

1. 次の表の第１欄に定める基準額と第２欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
2. a により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
3. b により選定された額に２分の１を乗じて得た額と、都道府県が補助する額（ b により選定された額の２分の２から２分の１の範囲内とする。）とを比較して少ない方の額を交付額とする。

|  |  |
| --- | --- |
| １．基準額 | ２．対象経費 |
| 交付要綱３の（１）⑨ア．（ア） 及び（イ）に定める事業  １プログラム当たり 1,814 千円 | 専門研修プログラムの策定に必要な次に掲げる経費  職員基本給職員諸手当  非常勤職員手当諸謝金  旅費  社会保険料  委託費（上記に掲げる経費に該当するもの。） |

|  |  |
| --- | --- |
| 交付要綱３の（１）⑧ア．（ウ）～  （カ）に定める事業  １か所あたり 3,200千円  （産科・小児科の場合）  １か所あたり 4,600千円  なお、事業期間が１年に満たない場合は、基準額×事業月数／１２とする。 | 指導医の派遣等（代替医師雇上及び出張指導）に必要な次に掲げる経費  職員基本給職員諸手当  非常勤職員手当諸諸謝金  旅費  社会保険料 |
| 交付要綱３の（１）⑧ア．（キ）及び（ク）に定める事業  １か所あたり（往復分） 322千円 | へき地・離島等における総合診療研修に必要な次に掲げる経費  旅費 |

イ 新専門医制度の仕組みに係る地域医療対策協議会事業

（ア）次の表の第１欄に定める基準額と第２欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

（イ）（ア）により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に２分の１を乗じて得た額を交付額とする。

|  |  |
| --- | --- |
| １．基準額 | ２．対象経費 |
| 交付要綱３の（１）⑨イ．に定める事業  １都道府県当たり 213千円 | 新専門医制度の仕組みに係る地域医療対策協議会事業に必要な次に掲げる経費  諸謝金旅 費 会議費  借料及び損料雑役務費  委託費（上記に掲げる経費に該当するもの。） |

③専門医に関する情報データベース作成等の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に１，０００円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア．次の表の第１欄に定める基準額と第２欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ．アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に２分の１を乗じて得た額を交付額とする。

|  |  |
| --- | --- |
| １．基準額 | ２．対象経費 |
| 260,868千円 | 専門医に関する情報データベース作成等に必要な次に掲げる経費  職員基本給  職員諸手当  非常勤職員手当  諸謝金  旅費  備品費（専攻医の適正配置のためのシステム構築に係るものに限る）  消耗品費  印刷製本費  通信運搬費  借料及び損料  会議費  社会保険料  雑役務費  委託費 |